

週 間 数	実 習 材 質	主 科 実 習	月 九		月 七		月 六			
			二一三 第十三週	二一三 第十四週	三一一 第十五週	三一一 第十六週	三一一 第十七週	三一一 第十八週	三一一 第十九週	三一一 第二十週
1	木炭画	1	5	5	1	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
2	木炭画	2	1	6	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
3	木炭画	3	1	8	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
4	木炭画	4	1	7	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
5	木炭画	5	1	7	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
6	木炭画	6	1	8	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
7	木炭画	7	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
8	木炭画	8	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
9	木炭画	9	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
10	木炭画	10	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
11	木炭画	11	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
12	木炭画	12	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
13	木炭画	13	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
14	木炭画	14	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
15	木炭画	15	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
16	木炭画	16	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
17	木炭画	17	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
18	木炭画	18	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
19	木炭画	19	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
20	木炭画	20	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
21	木炭画	21	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
22	木炭画	22	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
23	木炭画	23	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
24	木炭画	24	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
25	木炭画	25	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
26	木炭画	26	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
27	木炭画	27	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
28	木炭画	28	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
29	木炭画	29	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
30	木炭画	30	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木
31	木炭画	31	1	9	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木	炭木

備考 ○印ハソノ部専門ノ実習ヲ示ス

(同右)

⑩ 東京美術学校文庫規則

(昭和二十二年六月二十七日改正)

第一條 東京美術学校文庫ヲ本校所有ノ図書標本及生徒成績品ヲ收藏スル所トスル。

第二條 收藏品ヲ分ケテ左ノ五種トスル。

第一種 通常図書

第二種 貴重図書

第三種 通常標本

第四種 貴重標本

第五種 生徒成績品

第三條 本校職員、卒業生、生徒ハ文庫所藏品ヲ閲覧スルコトガ出来ル。

篤志ノ研究者デ許可ヲ得タモノモ亦同様デアル。(文庫内規ニヨル) 閲覧者ハ閲覧ノ場所及手続ニ就イテハ凡テ文庫掛員ノ指示ニ從フコト。

第四條 本校職員ハ教授參考用トシテ十部ヲ限リ三週間以内図書標本ヲ帶出スルコトガ出来ル。但シ第二種及第四種ノ貴重品ハ閲覧及帶出ヲ許サスコトガアル

第五條 文庫掛員ノ外ハ文庫内ニ入り所藏品ヲ檢索シ又ハ出納スルコトヲ許サナイ。

第六條 文庫所藏品ヲ閲覧シヨウトスルモノハ豫メ閲覧票ノ交付ヲ受ケルコト。篤志ノ研究者デ閲覧シヨウトスルモノハ豫メ其ノ旨ヲ校長ニ願出ルコト

第七條 閲覧者ハ閲覧票ヲ携帯シナケレバ閲覧室ニ入ルコトガ出来